

大規模災害発生時における福祉避難所への福祉機器等の 供給協力に関する協定書

いわき市(以下「甲」という。)と福島県福祉機器協会(以下「乙」という。)は、福祉避難所への福祉機器等の供給協力に関し、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、本市に大規模な地震、風水害及びその他の災害が発生した場合における災害時要援護者等の避難所生活に支障が生じないように、福祉避難所への福祉機器等の供給等の協力に関し必要な事項を定めるものとする。

(要援護者等)

第2条 この協定において、対象者は、避難を余儀なくされた者のうち、次に掲げるもの(以下「要援護者等」という。)

- (1) 社会福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者で、避難所での生活において特別の配慮を要する者。
- (2) その他、市長が必要と認める者。

(福祉避難所)

第3条 福祉避難所とは、災害発生時において、要援護者等のために開設する避難所をいう。

2 福祉避難所の業務内容は、福祉避難所の設置及び維持管理並びに受け容れた要援護者等に対する日常生活上の支援(相談等を含む)とする。

(協力要請)

第4条 甲は、開設した福祉避難所において、要援護者等を介護するにあたり福祉機器等の必要が生じた場合、乙に対し供給の要請をするものとする。

2 乙は、甲からの要請をできる限り受け容れるよう努めるものとする。

(指定施設)

第5条 福祉避難所として指定する施設は、いわき市地域防災計画に位置づけたものとする。

(要請等)

第6条 第4条に定める甲の要請は、災害対策本部又は災害対策地区本部(以下「本部等」という。)からの供給協力要請に基づき行われるものとする。

2 乙は、前項の要請があった場合、すみやかに供給体制を整え、準備が完了した時点で、要請のあった本部等に連絡する。

3 供給に係る連絡体制、引渡場所、引渡方法及び報告については、甲、乙協議の上、その都度、決定するものとする。

(費用の負担等)

第7条 甲は、乙に対し、福祉避難所への福祉機器等の供給に係る経費について、災害救助

法等関連法令等の定めるところに基づき、所要の実費を負担するものとする。

2 乙が甲に供給した福祉機器等の価格は、災害発生前における価格を基準とし、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(損害の負担)

第 8 条 協定に基づく供給の結果、福祉機器等に損害が生じた場合、その賠償については、甲、乙協議の上、決定するものとする。

(情報保護)

第 9 条 甲及び乙は、福祉避難所の運営にあたり業務上知りえた要援護者等又はその家族等の固有の情報の取扱いについては、別紙「個人情報取扱」を遵守しなければならない。

(書類保管)

第 10 条 乙は、この協定に関する書類等を整備するほか、事業実施後 5 年間はこれを保管しなければならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第 11 条 乙は、この協定により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、もしくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。

(有効期間)

第 12 条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から平成 年 3 月 31 日までとする。ただし、有効期間満了日までに甲又は乙から何らかの意思表示がない場合、この協定は更に 1 年間延長されたものとみなすものとする。

(補則)

第 13 条 この協定の定めのない事項及びこの協定に定める事項に関する質疑については、必要に応じ、甲乙協議して定める。

この協定の証として、本書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 年 月 日

甲 住 所 福島県いわき市平字梅本 21 番地

氏 名 いわき市

いわき市長

乙 住 所 福島県福島市荒町 1-21 協働会館内

氏 名 福島県福祉機器協会

会長

(第 11 条関係) 個人情報取扱 (略)